

13
14

北海道森林づくり基本計画素案意見提出用紙

北海道自然保護協会（会長 佐藤 謙）

1 「第1計画策定の考え方」、「第2森林づくりに関する基本的な方針」及び「第3計画の目標」について

A：第2の1（1）では（2頁）、第3次生物多様性国家戦略に基づいて、「生物多様性の保全と地球温暖化の両面に役立つ施策を総合的な観点から推進する」と記述されておりますが、「森林のもつ生物多様性保全と地球温暖化防止の役割をそれぞれに重視し、さらに両者の関係を慎重に検討して、新しい森林づくりを行う」と書き換えるべきと考えます。その理由は、生物多様性の保全と地球温暖化防止はそれぞれ、単独でも重視される世界的課題ですので、「両面に役立つ」という名目で、とくに生物多様性保全が弱められる危険性があると考えます。

B：第2の1（2）の〈森林の多面的機能を重視した森林づくり〉では（3頁）、多面的機能に関する道民の意識を加えた記述は、全体として、道民意識を明記した点で正しいと思います。しかしながら、「貴重な天然林が減少し、森林の豊かさが損なわれてきた面がありました」との記述は、とくに道有林野では過去から持続した伐採によって天然林の著しい減少があったので、文章の最後を単純に「・・・損なわれてきました」と現状を厳しく見た表現にすべきと考えます。また、森林の機能に関する道民意識において生物多様性保全の機能が木材生産機能より高く評価・期待されていることが明記されております。しかし、この高い評価・期待は後に示される森林づくりの施策の中で生物多様性に関わる施策としては十分反映されているとは言えません。このように高い評価・期待がある生物多様性保全に関して、以降において、逐次、問題点を指摘していきます。

C：第2の2において（4頁）、最初の箱書き、森林の整備及び保全に関して、「世界的な課題である地球温暖化防止対策を推進」を、「世界的な課題である生物多様性保全の施策と地球温暖化防止対策を推進」と修正すべきです。

さて、森林・林業に関わる大きな問題点を指摘します。

D：第3の2の長期的な目標において（6～7頁）、「生態系や環境の保全、文化の創造を担う森林」として、とくに生物多様性に関しては、「生物多様性保全の森林」と特記されております。この点は、大問題です。何故ならば、生物多様性保全は、国土の環境や資源を将来まで維持しようとする非常に大きな観点であり、小面積の森林に押し込め、特化させる観点ではないからです。生物多様性保全は、森林の重要な機能として、道有林野でも民有林でも全域で考慮しなければならない機能です。第2章の（2）で、森林の基本的役割として生物多様性保全と温暖化防止を立てております。一方、長期的な目標（6頁以降）では、目的別に三つの森林を掲げています。したがって、目的別森林を縦軸とすると、生物多様性保全と温暖化防止は目的別森林すべてにかかわる横軸となる関係になります。そのような観点から、生物多様性を「生態系や環境の保全、文化の創造を担う森林」の中の一項目として扱っていることは大きな誤りですので、修正すべきです。このような縦軸、横軸の関係を記述した上で、「生物多様性保全の森林」は、「原生的森林・希少生物の生息林」と書き換え、そこでは、とくに生物多様性保全だけを担う森林であることを明記すべきです。逆に、生物多様性保全は、すべての森林に関する明記すべきと考えます。

E：同じ箇所記述されている「百年先の望ましい森林の姿」として、「国土の保全や水源のかん養

を担う森林」、「生態系や環境の保全、文化の創造を担う森林（生活環境保全の森林と生物多様性保全の森林）」および「資源の循環利用を担う森林」が分類されております。このうち、一般の人が読むと、三番目だけが木材生産の森林と理解します。しかし、三番目だけではなく、分類されたすべての森林においてそれぞれの整備や保全として「木材が算出されてくること（木材生産）」が明記されております（9頁）。とくに前二者では、それらの多面的機能が木材生産の機能と相反する場合が多いので、「木材生産を伴う森林の整備と保全、すなわち森林施業は、森林のもつ多面的機能を損なわないことを前提に行う」ことを明記すべきです。

F：上記では、一番目の、面積が最も広い「国土の保全や水源のかん養を担う森林」において、現状でも、森林の整備と保全と称して木材が産出される結果（伐採、木材生産）があり、今後もそれが続くことが明らかです。しかし、国土の保全や水源のかん養を担う森林は、基本的には伐採すべきではないと考えます。国土保全や水源かん養の機能を失わせる伐採は、それらの機能を厳密に考えていないことになるのではないのでしょうか。これらの機能が重要と考えた北海道の漁民が各地で森林づくりを行っているように、国土の保全や水源のかん養の機能に対する国民・道民の期待には大きなものがあります。そのため、「国土の保全や水源のかん養を担う森林」を厳密に規定するか、保全の上から重要性をランク分けするなど、「国土の保全や水源のかん養を担う森林」が真に保全される対策を盛り込む必要があります。

2 「第4 施策の展開方向」について

（1）森林の整備の推進及び保全の確保について

第4の1では（11頁）、「施策推進に当たっての課題」の「野生生物の生息・生育環境を保全するためには、多様な生態系を有する森林の保全が必要です」において、「多様な生態系を有する森林」という表現が、「生態系」という概念と「森林」という概念の大小の観点から、誤りのように感じます。この部分は、「野生生物の生息・生育環境を含む、多様な森林生態系」に修正すべきではないかと考えます。以上のような修正が必要ですが、この一文は、重要な生物多様性保全の観点を示しております。

これに続く「施策の展開方向」において（11～12頁）、この一文に対応した施策が書かれていないことが大きな問題です。12頁に、「野生生物の生息・生育環境を含む、森林の生物多様性について常に現状把握に努め、保全を図る」との施策を書き加える必要があります。また、13頁において「多様な生態系を有する森林の保全」として、貴重な森林の継承と、希少な野生生物の生息・生育地となっている森林の継承が書かれておりますが、ここに関しては、以下の3点が問題です。

一つ目は、題を「野生生物の生息・生育環境を含む、多様な森林生態系の保全」と修正すべきと考えます。第二、第三がより重要ですが、二つ目は、「希少な野生生物の生息・生育地となっている森林」それ自体が十分に把握されている訳ではないので、生物多様性に関する科学的な現状把握が必要なこと、三つ目は、既述のように、特化した森林に限らない、北海道の森林全域に関わる生物多様性保全であるが、そのうち、とりわけ希少・貴重な生物や森林については区別して保全に努めることを明記すべきことです。

（2）林業の健全な発展、木材産業等の健全な発展について

（3）道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保、道民の自発的な活動の促進について

（4）その他（山村地域における就業機会の確保等、森林づくりに関する技術の向上、道民の意見の把握等、道有林野の管理運営）

以上については、検討の時間的制約から省略しますが、1点だけ指摘します。

A：道民の意見の把握等（26頁）において、今回のパブリックコメントに対する北海道の見解を示すなど、「意見を一方的に収集するだけではなく回答していく、双方向の対応に努めます」という項目を入れるべきです。

3 「第5 重視すべき機能に応じた森林づくりの展開方向」及び「第6 連携地域の森林づくりの取組方向」について

まず、第5に関して問題点を述べます。28頁にある「森林づくりの課題」において、「災害防止のための森林づくりは、・・・整備を進める・・・」と「水源のかん養のための森林づくりは、流域全体の保全を・・・進める」では、森林の整備と保全のうち、一方だけが記述されており、また、それぞれが主語と一致しない、分かりにくい文章表現と思います。いずれにおいても、国土保全のためには、相対的に自然性の高い天然林は保全が必要で、過熟な人工林では整備が必要かと考えられますが、上記は非常に不正確です。

30頁の「・・・、多様な生態系を有する森林の整備・保全を図る」との表現では、用語使用の修正とともに「整備」の表現を止め、「・・・、現状把握に努め、多様な生物の生息・生育地を含む森林生態系の保全を図る」とすべきです。31頁における「希少動植物保全の森などを設定し、その森林の保全を進めます」との表現でも、生物多様性保全は、北海道全域の森林に関わる機能であること、その中でとりわけ保全を進める森林を設定するという観点と表現が必要だと考えます。これに関する基本的な問題点は、すでに1のDで述べた通りです。

第6に関しては、35頁の中段にある「ブナなどの広葉樹」の記述が問題と考えます。それは、希少な北限のブナ林については、人工林施業の対象となる人工林がなく、その木材生産はもっぱら天然林施業によりますので、この記述は、ブナに関して道有林野で行わないとする天然林伐採を意味してしまいます。この点から、「ブナなどの広葉樹」を削除すべきと考えます。

第5と第6の写真は、現状と百年先の森林の姿を示しておりますが、いずれも現状は天然林の姿を示すものが見られないか、非常に少ないことを示しております。これは、私たちが実感してきた劣化した森林の、真の姿であり、正しい現状把握だと思います。そうした中で、39頁の「資源の減少などのため貴重な天然林資源の有効活用」の記述は、減少した天然林資源を有効に活用するという意味や、天然林を伐採するという意味にとられますので、分かりやすく述べるべきです。

4 「第7 試験研究の推進」及び「第8 計画の推進体制」について

5 その他（計画に関して、どのようなご意見でも結構です）

4と5を合わせて述べます。新たな森林・林業基本法の制定以降、森林の多面的機能が重視されました。その中で重要な機能として生物多様性保全や国土保全が掲げられております。他方、とくに道有林野では、国有林野以上に天然林伐採が進行してしまい、生物多様性保全機能や国土保全機能（土砂流出などの災害防止、水源のかん養など）が著しく損なわれてきたと判断しております。逆に、相対的な下流域に人工林が多く設けられ、その放置が問題視されております。

したがって、この基本計画では、森林施業の中で各種の整備と保全のうち、河川の源流域・上流域は保全中心にして、残された天然林は施業せずに保全することを明記し、下流域の人工林では整備に力を注ぐべきと考えます。

森林施業に伴って算出される木材だけが明確な数値で示され、その他の目標が数値として不明確な状

況（例えば、保全主体の森林は、何カ所、小区分ごとにどれぐらいの面積を設定するのかなど）は、過去の林業だけを中心とした旧林業基本法の考え方に沿ったものと判断してしまいます。私たちは、健全な林業は決して否定しませんが、長い間に劣化してしまった北海道の森林の現状は大問題であり、そこに旧態依然とした森林施業を行うことは許されるものではないと考えます。北海道の森林は、まさに多面的機能発揮のために、目下では、自然の姿に回復させることが最も重視されなければならない、基本計画にその点を明記すべきだと考えております。